

鳥インフルエンザに関するお知らせ

中国ではヒトや鳥類での鳥インフルエンザ A (H7N9) の発生が継続していることから、国内において様々な取り組みが行われています。診療施設において診療業務を行われている獣医師の皆様におかれましては、下記についてご注意・ご配慮ください。

獣医師の届出基準が変更されました。

獣医師の皆様は、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第 13 条第 1 項において、以下の 9 つの疾病に罹患した動物を診断したときは、最寄りの保健所に届けなくてはなりません（届出基準）。これは、ヒトへの感染防止を目的として定められているものです。

このたび、平成 25 年 5 月 6 日から鳥インフルエンザ A (H7N9) が指定感染症として定められたことに伴い、届出基準にも同病が追加されました。

届出基準に含まれる疾病	対象動物
エボラ出血熱	サル
重症急性呼吸器症候群	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン
ペスト	プレーリードッグ
マールブルグ病	サル
細菌性赤痢	サル
ウエストナイル熱	鳥類に属する動物
エキノコックス症	イヌ
結核	サル
鳥インフルエンザ A (H5N1 又は H7N9)	鳥類に属する動物

詳細は、厚生労働省ホームページ内にある「感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/02-03.html>) をご覧ください。

衛生管理区域への病原体の持ち込み防止の徹底をお願いします。

中国においてヒトや鳥類での鳥インフルエンザ A (H7N9) の発生が継続しているだけでなく、台湾において中国からの帰国者で本病ウイルスの感染者が確認されています。ヒトを介した本病ウイルスの侵入リスクから、獣医師の皆様におかれましては、家きん飼養者に以下の指導の徹底をお願いします。

- ・飼養衛生管理基準に基づき、必要のないものを衛生管理区域に立ち入らせない。
- ・過去 10 日以内に本病の発生地域から入国した者（帰国者を含む）は、衛生管理区域に立ち入らせない。

ご不明な点は、県央家畜保健衛生所（028-689-1200）までご連絡ください。